

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷一十第

論 說

地租と地方團體との關係……………法學博士 神戸 正雄

植民地の財政政策に就きて(三)……………法學博士 山本美越乃

地代課稅主義土地改良論者……………法學博士 河田 嗣郎

生計調査を論ず……………法學士 汐見 三郎

價值論上のリカアドミマルクス(三完)……………經濟學士 堀 經夫

時事問題

目下の卸賣相場と小賣相場……………法學博士 戸田 海市

雜 錄

英國現代の經濟學者と社會主義……………經濟學士 三田村 一郎

經濟地理學研究に對するグルーベル博士の……………經濟學士 黒 正 巖

竹越氏の「日本經濟史」に就て……………法學士 本庄榮治郎

石澤氏の「本邦銀行發達史」を讀む……………法學士 大森 研造

附錄……………本誌第十一卷總目錄……………

植民地の財政政策に就きて (三)

山 本 美 越 乃

(ロ) 輸出税 輸出税の賦課に關しては學者間に異説なきに非すと雖も、文明國に於ては輸出品に對する課税は特別の事情ある場合の他は之を是認すべからざる理由あるも、植民地に在りては此の種の課税も亦良好なる一收入源を形造るのみならず、輸出税を賦課せらるべき「植民地特有の貨物」は、之あるが爲めに輸入國に於ける消費に著き影響を及ぼすが如きことなきを通常とす、殊に輸出税は其の産額に限りある貨物に對しては寧ろ必要にして、課税の結果斯かる貨物の消費を適度に調節せしむることを得るの利あり、現今文明國に於て輸出税を課するものなき所以は、各國は銳意國內産業の發達を計り、通商貿易を盛んならしめんとするの方針を採りつつあるが故に、輸出品に對して課税するが如きは此の本旨と相容れざるものあるを以てなり、然るに植民地は往々之と其の事情を異にせるものあり、殊に温帶圏外に於ける植民地より輸出せらるる貨物の如きは、特殊の性質を有する自然的産物其の多きに居り、現今の文明諸國に於ては之を生産せんとするも不可能なる事情あるが故に、斯かる貨物を需要する所に在りては、假令輸出税の賦課に依りて多少其の價格を騰貴せしむることありとも、之が爲めに著く需要を減するが如きことなかるべ

く、否時としては之を自由に放任せば容易に盡滅すべかりし富源を、輸出税の賦課に依りて保存せしむることを得るの利益を伴ふことあり、例へば熱帯植民地の特産物たる象牙・羽毛等の如きは之に屬す、蓋し是等の貨物に對して輸出税を賦課せざる時は、少くとも其の課税額だけは廉價に販賣し得べきを以て、價格の低廉は輸出の増加を促し、從て比較的短日月間に植民地の富源を盡滅せしむるに至るの虞れあり、故に植民地の政策としては輸入國に於ける需要を著く減少せしめざる程度に於て成るべく高價を維持せしめ、其の富源を保存すると共に又之より生ずる収入を多からしめんことに努むるを以て得策とす。

以上の他輸出税賦課の理由を或は植民地に於ける財源の僅少に歸し、或は植民地産業の發達の爲めに原料の濫出を防止するの必要に歸するの說なきに非すと雖も、是等は未だ以て輸出税の賦課を是認せしむべき有力なる理由となすに足らず、蓋し前說に據る時は植民地の財源にして豊富なる場合には輸出税の如きは之を廢止するも可なることとなるも、植民地に於て輸出税を賦課する目的は單に之より収入を得んとするのみに止まらざることには既に述べたる所の如く、又後說の如きも植民地は一般に勞力及資本の供給に不利なる事情あるに拘らず、單に原料の存すること唯一の理由として製造工業の速進を計らんとするよりは、其の發達一定の程度に達し少くとも二次的産業の開發に必要缺く可からざる諸種の條件を具備するに至る迄は專心原料の生産に従事

し、之が不足に苦みつつある地方に最も有利の條件を以て原料を供給し、之に代へて自己は其の生産に不利なる製造工業品を入れるの却て利益なることあり、故に是等の理由のみを以ては未だ輸出税賦課の必要を闡明するに足らざるなり。

現今各國の植民地に於て輸出税を課するものは甚だ多し、例へば英國の植民地中印度に於ては米・黃麻・茶・皮革等に、錫蘭に於ては黒鉛・規那等に、馬來聯邦に於ては錫に、亞弗利加の植民地に於ては象牙・護謨等に輸出税を課し、佛國の植民地中西印度に於ては砂糖・珈琲・加々阿等に、亞弗利加の植民地に於ては象牙・護謨其の他の特産物に、印度支那に於ては米穀・魚類・絹布等に輸出税を課し、和蘭の植民地に於ても亦珈琲・煙草・錫・藍及各種の林産物に對して輸出税を課せり、而して課税の目的は何れも其の地方に於ける特殊の産物の濫出を防止すると共に、之に依りて又政府に收入を得んとするに在ることは明かなりと雖も、時としては植民地に於て特別の利便を有する製造業の發達を、輸出税の賦課に依りて助成せんとするものもなきに非ず、例へば前掲馬來聯邦の錫に對する輸出税の如きは一部此の目的に出づるものにして、即ち錫鑛精鍊業を州内に起さしめんが爲めに、啻に錫に對して課税するのみならず錫鑛に對しても亦特別の課税を爲すが如きは是れなり。

因に、我が國の植民地に對する關稅主義は母國・植民地間に統一的の關稅制度を布かんとす

るに在るも、諸種の事情の爲めに現今は未だ徹底的に此の主義を實行し得ざるものあり、我が植民地中臺灣は領有の當初に於ては諸般の施設未だ其の緒に就かざりしを以て、關稅制度の如きも一時清國時代の舊制に依りたるも、明治二十八年十月全島の平定と共に施政方針を確立し、關稅に關しても母國政府と交渉の結果翌二十九年二月二十三日國際條約を臺灣に實施すると同時に、從來の清國海關稅率を撤廢して帝國現行の運上目録稅率を適用せしが、明治三十二年一月一日より運上目録稅率に代りて新關稅定率法（明治三十年三月法律第十四號）の實施せらるるや、内地に於ては輸出稅を廢止したるも臺灣に於ては尙ほ之を以て重要なる一收入源と看做し、且當時の臺灣の産業狀態よりせば、之が存續は産業上に著き影響を及ぼすが如きものに非ざりしより、特に律令を以て臺灣輸出稅及出港稅規則（明治二十二年七月律令第十九號）を定めて之を繼續したり、然るに其の後財政狀態次第に良好に赴けると、臺灣に於ける主要なる產物例へば製糖・製茶等の販路の擴張を計るの必要を生じたるより、苟くも通商の發展を阻礙するの虞れある輸出稅の如きは之を廢止するに如かずとなし、終に明治四十三年十一月に至りて之が廢止を斷行せり、又輸入稅に關しても臺灣は全く内地と事情を異にせるより、常に輸入品に相違あるのみならず、假令同一品目に屬するものと雖も其の實價及價格に著き差異あるより、内地と共通の關稅定率法に據る輸入稅率を直ちに適用し難き事情あるを以て、種魚・蔬菜・支那麵

類・人蔘・生綿及線綿・屑綿及故綿・故ゴンニ一囊・唐紙・瓦・陶磁器破片及碎瓦等に對しては、臺灣に特別の輸入税率を定めて之を施行したり(明治四十年三月法律第三十號臺灣ニ於ケル特別ノ輸入税ニ關スル件)、然るに明治三十二年七月以降實施せられたる通商航海條約は明治四十四年七月を以て期限滿了するが故に、政府は此の機會に於て從來の片務的の協定税率を廢して雙務的のものとなさんと欲し、關稅定率法に一大改正を加へ明治四十三年法律第五十四號を以て之を公布せしが、該定率法の輸入稅表は前掲臺灣に於ける特別輸入税率を參酌したるを以て、同法の施行と共に特別税率存置の必要なきに至り、明治四十四年七月十六日限り之を廢止せり、爾來臺灣に於ては母國と統一的の關稅制度行はるに至れり。⁽¹⁾

朝鮮は明治四十三年八月之を我が國に併合したることに因り從來の朝鮮對列國間の條約は其の效力を失し、從て關稅制度の如きも何等條約上の制限を受くることなきに至りたりと雖も、列國に對する情誼上我が國は十箇年間は關稅を其の儘據置くべき旨を併合の宣言と同時に聲明したるを以て、少くとも其の期間中は關稅制度の根本的改革を斷行するを得ず、唯此の聲明に抵觸せざる範圍に於て必要に應じ徐々に改正を施し、明治四十五年三月朝鮮關稅令及朝鮮關稅定率令を制定して、輸移出税は小麥・大豆・小豆・荏胡麻子・生牛・牛皮・石炭及鐵鑛の八種に限り他は凡て之を廢止し、翌大正二年十月には加工製造等の爲めに輸移入し、一箇年以内に加工製

(1) 臺灣總督府刊『臺灣稅務史』上卷五三三頁以下參照、

造して輸移出せらるべき貨物は輸移入税を免除し、次で大正四年十一月には金・銀・銅・鐵等の鑛業及製鍊業に必要な物の輸移入税を免じ、大正七年三月には一定量の銑鐵若くは鋼鐵の製造能力を有する製鐵業に必要な物の輸移入税の免除及石炭の輸移入税の廢止を斷行し、更に大正八年四月には馬匹及綿羊に對する輸移入税を廢すると共に、前掲八種の物品に對する輸移出税も同年度以後は之を全廢する等、時勢の要求に應じて能ふ限り母國の制度に近かしめんことに努めしが、本年八月廿九日を以て併合後滿十箇年を経過し、列國に對して聲明したる關稅据置期間の滿了せるを機とし、内地・朝鮮間に原則としては統一的の關稅制度を施行することなれり（大正九年八月勅令第三百六號關稅法等ヲ朝鮮ニ施行スルノ件）、然れども朝鮮の現在の産業狀態及民度を以てしては、悉く母國と同一の稅率を適用し或は同一の取扱を爲し能はざるものあるより、之が爲めには特例を設けて稅率の輕減若くは免除を行ふこととせり（大正九年八月法律第五十三號）、又朝鮮に於ける對内地移入税は從來重要な一歲入源を形造りつつありしを以て、財政上遽かに之を撤廢し難き事情あるより大正十年三月三十一日迄存置することとし（大正九年八月勅令第十九號朝鮮ニ移入スル物品ノ移入税等ニ關スル件）、内地に於ける對朝鮮移入税は之を廢止するも、内地・臺灣又は樺太に於て内國税を課する物又は朝鮮に於て特別輸入税を課したる物を朝鮮より移出する時は、移出の際之を調節せんが爲めに出港税を課することとな

れり(大正九年八月制令第二十一號朝鮮出港稅令)、故に朝鮮の關稅制度は母國に對する關係に於ては未だ統一主義を徹底的に實行するに至らず。

其の他の植民地に就きては樺太は領有後直ちに母國の關稅制度の下に統一せられたるを以て關稅上に於ては内地と異なることなし。關東州は本來租借地にして純然たる植民地に非ざるが故に、他の植民地とは事情を異にし從て關稅上に於ても亦特別の取扱を受く、即ち關東州に輸入せらるる貨物は租借地の境界を越えざる限りは輸入税を課せらるることなきも、其境界を越えて清國內地に輸送せんとする時は輸入税を課せられ、又關東州より日本内地に輸入する貨物に對しては我が關稅の最低稅率を適用せらる。

植民地の歲入作成の一方法としての關稅問題を終るに蒞み更に一言を附加すべきは、若し母國・植民地間に統一的の關稅制度を實行せる場合に、當該植民地が文化の程度に於て殆んど相似たる他國の領土と境を接し、或は少くとも母國・植民地間の距離よりは遙に接近せる場合には、母國に對する交通よりは寧ろ是等の隣接地方に對する交通の頻繁なるべきは當然にして、從て通商上に於ても極めて密接なる關係を有するが如き場合に、統一關稅主義に依り斯かる隣接地方と雖も嚴格に之を他國の領土として取扱ひ、從來兩者の間に存在せる密接なる通商關係を毫も顧みざるが如きは、結局自國の植民地に不利を齎すものと言はざるべからず、故に此の如き事情の存する場

合には、特に隣接地方に對する例外的の關稅規定を設け、植民地との通商關係を或程度迄保障するの必要あり、例へばアルヂェリーに於ては其の隣接地方たるチューニス・モロッコ及南アルヂェリー等の產物にして國內に輸入せらるるものは之を無稅とし、以て統一的關稅制度の例外を認めたるが如きは是れなり。

尤も隣接地方に對する通商を特惠制度の下に置く時は、之が爲めに母國對植民地間の通商は多少打撃を受くることあるべしと雖も、若し此の如く爲すことが植民地の現狀に照して必要且有利なる事情ある場合には、母國は植民地の爲めに斯かる犠牲は之を忍ぶの覺悟なかるべからず、唯之を許すに當りて注意すべきは隣接地方よりの輸入品は該地方の產物たること及之に代るべき母國品を以てしては民度又は嗜好に適せざることの條件を具備するを要す、斯かる性質を有する貨物は、植民地に於ても多くは他國との隣接地帯に居住し、若くは其の文化的生活に於て未だ母國民に及ばざること遙なる一部の土民間に主として需要せらるるものにして、彼等の嗜好及生活程度の向上に伴ひ徐々に其の需要を減するに至るべきは明かなるを以て、之が爲めに受くる母國の打撃は決して永久的のものに非ず、又假令永久的の性質を有する場合と雖も、隣接地方に對する通商關係の維持は、其の半面に於ては植民地產物の價格の激變を調節し得るの效果あるを以て、必ずしも失ふ所は以て得る所を償ふに足らずと稱するを得ざるなり。

但し此の如き特殊の制度の實行に關して考慮すべき一事は、植民地對隣接地方の通商は特惠關稅制度を以て律し、母國對植民地間の通商は統一關稅制度に依るとせば、母國・植民地間には關稅の障壁なきより、隣接地方の產物にして若し母國民の需要するが如きものある時は、普通の輸入稅を課せらるべき直接輸入の方法に依るよりは、特惠的の取扱を受くる植民地を經由して無稅若くば極めて輕微なる課稅の下に、間接輸入の方法に依りて母國の市場に現はるるに至るの虞なしとせざること是れなり、故に斯かる弊害を防止せんが爲めには、植民地を經て母國內に輸入せらるる隣接地方の產物に對しては、母國の一般關稅率に據る課稅額より植民地對隣接地方の特惠關稅率に據る課稅額を控除したる差額(若し特惠稅率に據り無稅なる時は一般稅率に據る全額)を更に徵收するか、然らずんば植民地をして隣接地方の產物の移出に對しては別に課稅を爲すの方法、(例へば出港稅を課するの類)を採用せしむるを要す、此くせば特惠制度の下に隣接地方の產物の母國內に濫入するが如き弊を防止することを得べし。

(二) 内地消費稅 植民地に於ける内地消費稅賦課の目的にも亦二あり、一は之に依りて直接政府に收入を得んとするものにして、他は之を以て間接に土民保護の目的を達せんとするもの是れなり、直接政府に收入を得んとする點より論ずる時は、課稅の爲めに著く其の消費を減少するが如き貨物は、重要な稅源と稱す可からざるを以て、廣く各人の消費に適し且多少價格の騰貴する

ことありとも、左迄需要を減少せざるが如き貨物を選択するの必要あり、故に収入を目的とする植民地の消費税は、多くは日常生活品（例へば穀類・肉類・鹽等の如し）に對して課せらるるを常とす、此の種の消費税は一般に富者には苦痛を感せしむること小なるも、貧者には其の生活を益々困難ならしむる結果を生すべきが故に、此の點よりせば決して良好なる租税と稱するを得ずと雖も、植民地の如き文化の程度未だ母國に及ばざる所に在りては、富の集中も亦母國の如くに激甚ならず、從て貧富の懸隔に於ても左迄大ならざると、収入の一部を消費税に仰ぐの必要ある場合には、他に適當なる課税物體を發見すること能はざるより、植民地全般に通じて消費せらるる日常の貨物に課税して之より其の収入を得んとするは、必ずしも非難すべきにあらざるなり。

日常の生活品に對する課税は土民保護の目的を以てする課税と異なり、其の税率の決定に關しては慎重なる考慮を要す、即ち税率低きに過ぐる時は、之を以て主要なる収入源となす所に於ては所要の歳入を得ること難く、反之、植民地の一般民度に照して其の税率高きに失する時は、住民の生活を困難ならしむる結果統治上に諸種の障礙を生せしむべければなり、嘗て印度に於て鹽に對して課税したるに、之より生ずる収入は全租税収入の約一割に該當し、極めて重要な一歳入源を形造りたりと雖も、貧困なる多數の印度人にとりては其の税率高きに失せるものの如く、從て彼等は假令健康を害するも課税の苦痛を免れんとして、鹽の消費を節約するが如き弊を生せ

しかば、政府も終に止むなく一九〇三年に該税の軽減を斷行したるが如きは其の一例たり。

次に内地消費税の賦課に依りて間接に土民保護の目的を達せんとする點より論ずる時は、如何なる貨物に課税すべきかは、全く各植民地に於ける土民の惡風弊習の如何に依りて決せらる、一般的に之を論ずる時は文化の程度の劣れる人種間に於ては飲酒・博奕等の惡風熾んにして、爲めに遊惰浮浪の徒を増加せしむるの弊甚だ大なるが故に、之が防止の手段として斯かる惡風の誘因となり、若くば之が傳播を媒介するが如き貨物(例へば強烈なる酒精飲料及骨牌等の如し)に課税するは、即ち此の目的に應せんとするものなり、彼の北緯二十度より南緯二十二度に亘る亞弗利加内地の植民地に於て、酒精を含有する飲料に對して一ヘクトリター即ち我が五斗五升餘に付十五法以上の課税を爲すべきことを、一八九〇年のブラッセルの列國會議に於て決議し、其の後一八九九年の會議には更に其の率を高め、五割の酒精分を含有する飲料に對しては七十法迄の課税を爲し得べきことを定めたるが如きは即ち之に屬す。

植民地に於ける内地消費税の賦課に關しても從來異りたる二箇の主義あり、一は統一主義にして他は獨立主義是れなり、統一主義とは植民地に於て内地消費税を課する場合には、成るべく母國の税法に準據し、能ふ限り母國及植民地間に課税の統一を計らんとするものにして、佛國は之が代表者と稱するを得べし、然るに獨立主義とは之に反して母國と全く異なる特殊の税法を植民地に認めんとするものにして、英國は即ち此の主義に依れり、直接税の賦課に關しては各國殆

んど母國と植民地とを同一に取扱はんとするものなきに、間接税に付きては然らざる所以は、直接税の課税物體は母國・植民地及植民地相互の間に於ても著き差異あるも、間接税の課税物體には左迄顯著なる差異を認むべからざると、又假令其の差異存するも殊に内地消費税の如きは、(一)貨物の消費者が任意の時期に任意の額を負擔せば足り、(二)且斯かる貨物を消費する資格ある者は母國人たると植民地住民たるに依りて擔税能力に著き相違なかるべく、(三)又假令其の能力に相違ありとするも、斯かる相違は自ら消費物の數量上に現はれ自己の任意に其の負擔を伸縮せしめ得べきが故に、直接税の場合に於けるが如く、植民地に對して特別の税法を認むるの必要なしと言ふに在るが如し。

然れども課税問題を考察するに當りて常に注意すべきは、凡を課税は政府の財政上の必要を充たすに足ると共に、又其の住民の擔税能力如何を察し、之と相調和し得べき點に於て税率を決定せざるべからざること是れなり、殊に近世各國の植民地に對する方針は、既に述べたるが如く財政的自給を以て理想となし、植民地をして成るべく母國の援助に依頼することなからしむると共に、母國も亦植民地の財源に依頼すべからざる主義を探りつつあるが故に、植民地に於ける課税問題も此の主義に基き、植民地自己の財政上の必要及其の住民の擔税能力を基礎として之を決定せざるべからず、若し植民地にして母國と同一の財政上の必要及經濟上の實力を有すとせば、母國の税法を移して植民地に適用することも必ずしも不可なりとせざるも、普通植民地は此の如き

資格を有するものに非ず、果して然りとせば財政上の必要に於ても亦經濟上の實力に於ても同視すべからざる植民地を母國の税法に依りて統一せんとするが如きは、課税の本義と相容れざるものと云はざる可からず、斯かる制度は本來植民地の財政上及經濟上の實情を基礎として制定せられたるものに非ざるが故に、其の結果は或は植民地政府に必要なき收入を生せしめ、或は一般住民の擔税能力に不相應なる負擔を強ふることなる等、結局植民地住民の生活上に少からざる打撃を與ふるに至るべし、現に我が國に於ても臺灣にて或種の貨物例へば砂糖・石油・織物等に母國の税法に準據して課税したる結果、一方に於ては特に必要なき收入を増加したりと雖も、他方に於ては又此の種の産業の發達及一般住民の生活上に打撃を與へ、右手に租税を賦課しつつ左手に是等の産業を保護せざる可からざるが如き奇觀を呈したることあり、加之、植民地住民の文化の程度は一般に母國人の比に非ざるが故に、啻に租税制度のみならず一切の制度に於て平易を貴み、殊に税率の如きは成るべく簡明なるを可とし、母國の如くに複雑緻密なる規定は之を避くるの必要あり、此の點よりするも母國及植民地に統一的の課税制度を實行せんとするが如きは誤れりと言はざる可からず、我が邦の植民地中朝鮮及樺太の如きは、現在の財政上の缺乏を充たさんが爲めには、將來各種の間接税を起すの必要を生すべきは明かにして、内地産業の發達を害し若くは住民に多大の苦痛を感せしめざる程度に於て、收入源を茲に求むるは又止むを得ざるものありと雖も、其の課税主義は固より獨立主義に依らざるべからずと考ふ。